

東京地方税理士会 会長 朝倉文彦 殿

平成 21 年 4 月 1 日
神奈川青年税理士クラブ
代表幹事 大沢優子

私たち神奈川青年税理士クラブは神奈川県約 130 名の青年税理士が参加し、納税者の権利擁護のために活動している団体である。当クラブはより良き税理士制度の発展のために以下の通り税理士法第 1 条（税理士の使命）が改正されることを強く要望する。

税理士法改正要望意見書

税理士法第 1 条（税理士の使命）

税理士は、租税関係法令に関する専門家として、納税者の権利を擁護し、その信頼に応え、申告納税制度の下での適正な納税義務を実現することで、租税正義の維持発展に寄与することを使命とする。

（理由）

1. 租税関係法令に関する専門家としての使命

租税関係法令は納税者の租税債権債務について規定するものであり、適正な納税を実現するためのものである。したがって、税理士は租税法主義の下で、広く租税関係法令を学び実践する職業専門家でなければならない。

2. 納税者の権利を擁護するための使命

貴会の調査研究部平成 8 年 11 月提言にあるとおり、「現憲法の下においては、全ての納税者は等しく(1)租税実体法の定めを超えて租税を課されない権利、(2)租税手続に関する法律の定める手続的保障を受ける権利、(3)その他憲法に定める国民の権利の保障を受ける権利を所有している。そして実際の税務行政の運営時においても、1.税務に関する情報を受ける権利、2.自ら申告し納税する権利、3.適正な税額以外を支払わない権利、4.公正・公平かつ丁重に扱われる権利、5.適正手続を保障される権利、6.オンブズマンに対して苦情を申立てる権利、7.独立性を有する機関に不服申立ができる権利、8.租税立法に参加できる権利、9.税金の用途を監視する権利、10.秘密保持およびプライバシーの保護を受ける権利が、擁護・保障されている」べきである。

ところで、法律とは、国家と国民又は国民相互間における権利と義務を規定した、最終的な規範となるものであるのだから、法律がその合理性を維持するためには、最低限、法的安定性や予測可能性を満たしているものでなければならない。さらに言うのであれば、法は対等な力関係に置かれていない場合には、弱者側の権利を擁護・保障し、強者側の力の行使を抑制することが要請されている。

この問題を税務においてみれば、高度に成長した経済社会に於ける税法規定は、複雑なものに成らざるを得ないのであるが故に、そのような税法規定を十分に理解しえない納税者に対して、税務行政庁は税法解釈や強制権の執行に際しては、納税者の権益が侵害されることのないように、十分な配慮

をする責務を負っているのである。

しかし、税法規定が明確に解釈されない場合も存在する。そのようなことから、税理士は納税者の代理人としての立場から、納税者の権利を擁護することの専門家たらねばならないと要請されるのであり、使命とされるのである。

3. 申告納税制度の理念の下における使命

申告納税制度とは、納税者自身が税法の規定に基づいて、自らの課税標準と税額を計算し、確定させて、これを申告し納付する制度である。それは、正に、国民主権主義の社会における税法的表現である。

申告納税制度の理念に基づけば、国民は自らの責任で税法を知らなければならないのであるが、現実の税法は、その時代や社会の要請により、毎年改正が行われ、複雑でわかりにくいものとなっている。そのような税法全てについて、国民が正確な知識を持つことは非常に難しいのが現状である。そのため、専門家である税理士が、一人一人の国民の知識を補完し、申告納税の手助けをすることが必要であり、これによって申告納税制度の理念が実現できるのである。そこに、税理士の使命が存在するのである。

4. 租税正義の健全な発展に寄与する使命

租税について検討する場合とは、当然のこととして、税法規定の公正や税務行政の執行という、税の徴収に関することを言う。

一方、憲法が規定する納税義務とは、その納付した税が憲法規範に従って使途されることを前提とした、納税の義務なのである。税は国家の血液とも言われているが、健康な体を維持して行くに必要なのが血液であるのと同様に、国家の健全な運営を賄うために使途されるのが税なのである。

故に、税について考える場合、それは納付にかかわることについてだけでなく、その使途についても考え、論議することは重要な問題であるといえよう。

税理士は納税者の権利を擁護することを使命としているのであれば、納税の徴収方法等について考慮するだけでなく、租税の使途についても、憲法規範に従って施策が行われているか否かについて、納税者に情報を発信することも、税理士に課された納税者の権利を擁護する使命である。